

○総務省令第六十五号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の項中「第六条の三」の下に「、第十三条第七号」を加え、「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、「第二項及び第三項」を削る。

附 則

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。